平成２７年（フ）第１０４８号
京都府京田辺市薪長尾谷36番地の18
債務者　原田恵美子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０１号
京都市伏見区久我本町11番地21　クレアジオーネ伏見203、前住所京都市伏見区久我石原町７番地113
債務者　三崎　喜則
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２５号
京都市山科区椥辻草海道町32番地20
債務者　竹谷みのり
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
京都市山科区上花山久保町30番地３　コーポライラック313
債務者　吉田　高道
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６２号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－３棟1409号
債務者　萬木　　浩
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６３号
京都市左京区川端通二条下る孫橋町14番地102
債務者　河内　佳秀
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６７号
京都府伏見区醍醐東合場町23番地　みどり荘101
債務者　木部　一郎
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７２号
京都市伏見区桃山町大島38番地の２　桃山南団地24棟506号
債務者　原　藍耶乃
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７５号
京都市南区久世大藪町525番地８　サン・レスポアール614、前住所京都市左京区岩倉花園町666番地13
債務者　佐久間ダクト工業こと　佐久間哲也
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７６号
京都市左京区吉田中阿達町36番地　プルミエール鞠小路303号
債務者　金沢泰洋こと　金　　泰洋
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７７号
京都市南区東九条東岩本町31番地　東岩本市営住宅２棟411号
債務者　ちょぼちょぼこと　川元　裕子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２８８号
兵庫県明石市松が丘１丁目２番３－511号、前住所神戸市垂水区星陵台１丁目３番21号星陵台マンション201号
債務者　お食事処小梅こと　前田こんめ
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２号
兵庫県明石市魚住町清水353番地の19　県住１棟101号
債務者　安田さとみ（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第３号
兵庫県明石市貴崎４丁目14番15―201号
債務者　武田　恭子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第５号
神戸市西区学園西町７丁目３番地　727―108号
債務者　出口　武志
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第６号
神戸市西区南別府２丁目６番地の１　503号、前住所神戸市西区玉津町新方456番地　神戸サンロータス301号
債務者　内海　清美
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係